

## 長野市契約規則第29条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により随意契約ができるものと定められている、福祉関係施設及び新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者等を相手方として、その製作された物品の買入れ、借入れ又は役務の提供を受ける契約により、障害者福祉の理解の促進及び中小企業の育成など一定の政策目的が達成されることから、当該契約(以下「特定随意契約」という。)の円滑な執行を図るため、長野市契約規則(昭和60年長野市規則第4号)第29条の2の規定に基づく随意契約の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通し等の公表)

第2条 特定随意契約を所管する課長(以下「担当課長」という。)は、特定随意契約により物品を買入れし、借入れし、又は役務の提供を受けようとするときは、担当課契約及び契約課契約を予定する概ね1月前までに、次の事項を別記様式第1号により契約課長に提出するものとする。

(1) 契約締結内容

- ア 物品又は役務の名称
- イ 規格・品質等
- ウ 数量等
- エ 納入場所又は履行場所
- オ 納入期限又は履行期間

(2) 契約の締結を予定する時期

(3) 契約の相手方の決定方法及び別表に掲げる選定基準

2 契約課長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに、別記様式第1号により長野市ホームページで公表するものとする。

3 担当課長は、第1項の規定により提出した内容に追加、変更等があったときは、速やかに契約課長に報告するものとする。

(契約締結状況の公表)

第3条 担当課長は、担当課契約を締結したときは、速やかに、次の事項を別記様式第1号により契約課長に提出するものとする。

(1) 契約締結年月日

(2) 契約の相手方

(3) 契約金額

(4) 契約の相手方とした理由

2 契約課長は、前項に規定する書類を受けたとき又は契約課契約を締結したときは、速やかに、別記様式第1号により長野市ホームページで公表するものとする。

(公表する期間)

第4条 第2条から第3条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、特定随意契約の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、同日以後に見積りの依頼を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に見積りの依頼を行う契約について適用する。

## 別 表

## 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の選定基準

番号	区 分
1	障害者自立支援法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）において製作された物品を買い入れるとき。
2	障害者自立支援法第 5 条第 21 項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）において製作された物品を買い入れるとき。
3	障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業を行う施設」という。）において製作された物品を買い入れるとき。
4	小規模作業所（障害者基本法第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を買い入れるとき。
5	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者として市長の認定を受けた者において製作された物品を買い入れるとき。
6	障害者支援施設から役務の提供を受ける契約をするとき。
7	地域活動支援センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
8	障害福祉サービス事業を行う施設から役務の提供を受ける契約をするとき。
9	小規模作業所から役務の提供を受ける契約をするとき。
10	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者として市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
11	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第 2 項に規定するシルバー人材センターと役務の提供を受ける契約をするとき。

12	母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体が行なう事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。
13	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ又は借り入れるとき。
14	新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

様式第1号(第2条、第3条関係)

長野市契約規則第 29 条の2の規定に基づく随意契約の公表

発注見通し・契約締結前の公表事項								契約締結後の公表事項					
番号	物品 ・ 役務 の 区分	主管課	契約締結内容					契約の締結 を予定する 時 期	契約の相手方の 決定方法及び 選 定 基 準	契約締結 年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方とした理由
			物品又は役務の 名称	規格 ・ 品質等	数量等	納入場所 又は 履行場所	納入期限 又は 履行期間						

(注) 本表は、長野市契約規則第 29 条の 2 の規定に基づく随意契約の手続要領第 2 条及び第 3 条の規定により公表する。